禁裏御所御用日記 三ノ一

826
371
91

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

四大三

萬延二辛酉年

近衛府御用書記

附傳奏衆觸書寫

二月十九日改元文久元年

三八

武宗

ガラス使用
国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

大正
6. 4. 13
購求

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

十五日

山城府
左馬寮之印
大江保全

訓

一家倒

保全

安政弐年八月　日　神宮雑掌

大江保全

寛倒

天保八年七月三日　神宮雑掌

大江保全

申

左近衛番長

三月

申 左近衛番長

大江保全

右[illegible]

右二月八日[illegible]

右[illegible]

十二日

一 右文入[illegible]

一 右[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

廿三日

一 右従六位上 [illegible]

入手

[illegible]

廿五日

一 [illegible]

[illegible]

賀茂祭参勤

水口

正六位下右近衛将曹身部 義清

水口

正六位下右近衛府生身部 清秀

調子

従六位上左近衛将曹下毛野 武道

村雲

従六位下右近衛府生藤原 可信

[illegible]

賀茂祭参勤吏名

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

二月朔日

三日

国立国会図書館　　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

十
廿日

口状

二月八日

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

十五日

十四日

十三日

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

十五日

一

[illegible]

[illegible]

左番長大江守全男
大江保全

左近衛番長

右被判校[illegible]

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

[illegible]

中文

廿八日

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

三月朔日

一 三上左近将監方

右男 [illegible]

[illegible]

十二日

一 [illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

十二日

口状

三月十二日

十二日

一

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

右府書状遣候事

廿三日

一　武紀代
　　詞書府遣届見　武行

右詞書武紀依所望也

揮毫也右府書記来

候事右大臣年

廿七日

一　武分男
　　三上府遣　広寿　十三才
　　　　　　　　　武治

右臣方御下　宣下

禅庭ニ書屋とて御年

延宝三年八月廿一日生

晦日

一同信中書式寮伺之

付旨ニ分家[illegible]由詞之上

一同書様ニ而之返自様

書ニ係とて毎書之致度

[illegible]

定信　三十一冊

除去之通　三十一通

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

十日

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

十四日

十五日

十六日

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

十三日

一[illegible]

十日

一[illegible]

申九月十日官位

従五位下　土山淡路守

[illegible]

近衛府

土山淡路守

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

十三日

十七日

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

六月廿一日

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

姑二病氣之屬書之不出仕
昨夜死去仕候依
俗二十日
服九十日
右之通著服深禪法仍
以面中上書以上
六月廿三日　左山法師
以左之通業成之儀
之通深禪之命有之通
和俗中以用之成上
左之通屋之法
六月廿六日　左山法師
右之通名職法事所之原
[illegible]
之海之諸名之如[illegible]月日
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
姑[illegible]病氣之屬
[illegible]
[illegible]
[illegible]

武家[illegible]
右[illegible]武[illegible]

七月十日

一従[illegible]上
右近衛将曹
[illegible]将曹
武邦

右　宣下[illegible]

一[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]
一[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

四七一

文久元百十月朔

近衛府御用書記

附傳奏衆觸書留

東行中　武宗代

武賀

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

一宗門改書

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

一宗門改書 当月廿二日
廣橋殿江差出し来ル
十月廿三日

一御用之儀有之候間 早々参
御奉行殿江可被成候以上
十月廿三日 森但馬守
土山左近府生殿

当月十九日申刻ゟ参勤廿七日
辰刻 御日見被仰渡候 大工
奥附殿御傳申ニ付

調子左府生殿 兼参
松田左番長殿 〃
水口右府生殿 〃
刀居右番長殿 〃
前書之通承知可被遣候
十月廿四日

口状

雜当月十四日
新嘗祭後夜晩
御神事ニ付従当月十七日晩
至二十日朝

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

覺

一闕帳　二人前
一表袴　同
一大帷子　同
一裾　同
一本柄傘　畢
一振衣　二人前
一雜色　同

十月十日　調子左府生
行口右府生

左ゝ道中ゝ如ゝ此ゝ

上覺

一能自来十七日
内侍所三箇夜臨時
御神楽自是曾唱到
来月一日朝御神事
以前一事力ゝ儀奏事
北中付以前ゝ清仲ゝ事

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

右之着儀柳葉又名木
槿不明以錦之綴作之儀
清之名桐成白人代之動ク
村之以為鍬挿葉木槿
ホ之梨皮買集置等
桐對沙具桐菊之纜
是以賣渡シ振ニ致ニ
右買集方之儀若我
可為儀も有之ニ付
罷ニ其節ニ可仕也ニ
且不之人他所之者人
家向ニ宜閑之場所ニ
右之三種之ニ而歳矢
極得共川柳者岸川
除清香ニ種き等ニ
之桐成楊ん穢甚左
錦綴作之用ニ甚不
若ニ可笑之梅雨之節
八月上旬ニ枝刈取置者

賣渡シ振一切致候
但年枝買取方之儀

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

文久二戌年 二月

廿一日

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

文久二戌年二月

廿一日

一 當年[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

加賀茂參勤

水口

正六位下左近衛府生身人部清久

三源

從六位上右近衛將曹日深 爲質

水口

從六位上左近衛府生身人部清保

調子

從六位下左近衛將曹早宅野 武發

[illegible]

加賀茂參勤文名

二源[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

右姑[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

二月三日

一所用[illegible]

一[illegible]

一[illegible]

五日

一近衛府中左右番長[illegible]

一[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

二日、

四月一日

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

二日。

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

十二日

一

一

八日

一

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

十二日。

一[illegible]

十六日

一[illegible]

一[illegible]

一[illegible]

一[illegible]

一[illegible]

一[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用